マイナンバーを、
きちんと受け取って活用するために。

4つのポイントを確認して確実に受け取りましょう。

1 住所確認

原則、マイナンバーは住民票の世帯ごとに郵送します。住民票の住所と異なる場所にお住まいの人は、受け取ることができない可能性がありますので、注意してください。

▼

10月下旬～11月

2 書留の中身を確認

マイナンバーは簡易書留で届きます。次の3つが入っているかを確認してください。

- マイナンバーの「通知カード」
- 「個人番号カード」の申請書と返信用封筒
- 説明書

※通知カードは大切に保管してください。

▼

3 個人番号カードを申請

身分証明書として使える個人番号カードを申請しましょう。申請方法は、主に2通りあります。

①郵送で申請　個人番号カードの申請書に必要事項を記入し本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ　※通知カードの切り離しを忘れずに行ってください。

②オンラインで申請　スマートフォンで顔写真を撮影し、総務省のホームページからオンラインで申請

▼

平成28年1月～

4 個人番号カードを受け取る

お渡しする準備が整ったら、ハガキでお知らせします。次のものを準備し、交付場所の市民課（ミナ．クル）へお越しください。
その際、暗証番号を登録してもらいます。

【用意するもの】通知ハガキ、通知カード、本人確認書類、印鑑、住基カード（お持ちの場合）

Q&A マイナンバー

Q 通知カードは身分証明書として使えるの?

A 郵送される通知カードだけでは、身分証明書として使うことはできず、マイナンバーが記載されている通知カードと運転免許証やパスポートなどほかの身分証明書との併用が必要です。個人番号カードは、それだけで身分証明書として使うことができます。

Q 自分のマイナンバーを取り扱う際に気を付けることは?

A マイナンバーは生涯にわたって利用する番号なので、無くしたり漏えいしたりしないよう大切に保管してください。むやみに他人に教えたりほかの手続きのパスワードにマイナンバーを使ったりすることも避けてください。

Q マイナンバーは誰にでも提供していいものですか?

A マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野の手続きで行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。現在考えられる提供先は、税務署、地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者、ハローワークなどです。

Q マイナンバーは希望すれば自由に変更することができますか?

A 原則、生涯同じ番号を使い続けることになります。自由に変更することはできません。ただし、マイナンバーが漏えいし不正に用いられる恐れがあると認められる場合に限り、本人の申請または市長の職権によって変更することができます。

民間事業者の皆さんへ

平成28年1月以降、税や社会保障など行政手続きの際、従業員などのマイナンバーの記載が必要になります。

- ●源泉徴収票の作成手続き
- ●健康保険・厚生年金・雇用保険手続き
- ●証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金などの支払調書作成　など

※法人には「法人番号」が通知されます。法人に1つの法人番号（13桁）が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。

外国人の皆さんへ

お困りのときは、
外国人対応コールセンターへ
電話してください。

●外国人対応コールセンター
（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）
☎0570-20-0291

詳しくはホームページをご覧ください。

ホームページ　マイナンバー　検索

マイナンバーのお問い合わせは

コールセンター **0570-20-0178**（マイナンバー）
<全国共通ナビダイヤル>9:30～17:30（土日祝日・年末年始を除く）

七尾市　総務課　☎ 53-1111